

あおぞら保育園 重要事項説明書

2025.4.1 現在

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人一羊会
所 在 地	牧之原市相良 262-20
電 話 番 号	0548-52-0208
代表者氏名	理事長 栗林 均

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	あおぞら保育園
施 設 の 所 在 地	牧之原市須々木 123-3
連 絡 先	電話番号 0548-52-3141 FAX 0548-52-6151
管 理 者	園長 矢島 健太郎
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 48人 満1歳以上満3歳未満の児童 26人 満1歳未満の児童 6人
開 設 年 月 日	昭和51年 4月 1日
事 業 所 番 号	080005004903

3 サービスの目的・運営方針

あおぞら保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	4115.35 m ²
	園庭	962 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	1043.38 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	2室	はな組
ほふく室	1室	ゆめ組
保育室	5室	つき組（満2歳児クラス）、ほし組（満3歳児クラス・）、やま組（満4歳児クラス）、にじ組（満5歳児クラス）
遊戯室（ホール）	1室	
調理室	1室	
一時預かり室	1室	

5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	13	11	2	
栄養士				
調理員	3	2	1	
事務員	1	1		

当園では、「牧之原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月牧之原市条例第35号）。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（8：00～16：45）
主任保育士	正規の勤務時間帯（8：00～16：45）
保育士	正規の勤務時間帯（8：00～16：45）
栄養士	正規の勤務時間帯（8：00～16：45）
調理員	正規の勤務時間帯（8：00～16：45）
事務員	正規の勤務時間帯（8：00～16：45）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時15分から18時15分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時15分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時15分から16時15分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時15分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 送迎

保護者による送迎。

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(4) その他

一時預かり保育を実施（7:15～19:00）

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	あかほりクリニック
医 院 長 名	赤堀 彰夫
所 在 地	牧之原市片浜 873-2
電 話 番 号	0548-52-5555

(2) 歯科

医療機関の名称	大角歯科
医 院 長 名	大角 俊
所 在 地	牧之原市波津 754
電 話 番 号	0548-52-0072

1 2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

児童のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：
緊 急 連 絡 先①	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：
緊 急 連 絡 先②	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：

1 3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 秋野 愛 ・ご利用時間 8:30～18:00 ・電話番号 0548-52-3141 F A X 0548-52-6151 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	第三者委員	堀池 勇 電話番号 0548-52-1366 一羊会評議員

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・誘 導 灯 有 ・非常警報装置 有 ・スプリンクラー
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

1 5 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	全私保連保険
保険の内容	保育園賠償責任保険
保険金額	園児数により変わります。

1 6 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：あおぞら保育園

説明者職名：園長 氏名 矢島健太郎

私は、本書面に基づいてあおぞら保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
幼児主食費	2号認定子どもに係る給食	月額 600円
幼児副食費	2号認定子どもに係る給食（免除者以外）	月額 4,800円
保護者会費	保護者会活動及び園行事に係る費用	月額 400円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

